

2021年12月8日

# 鹿嶋市議会業務継続計画（BCP）

鹿嶋市議会

# 目 次

1	計画の目的	1
2	想定する災害等	2
3	災害時の議会・議員の行動指針	3
(1)	議会の役割	3
(2)	議員の役割	3
(3)	災害時の市との連携・協力関係	3
4	災害時の体制及び行動基準	4
(1)	議会及び議員の体制	4
ア	議会災害対策会議の設置	4
イ	議員の基本的行動	7
ウ	発生時期に応じた議員の行動基準	7
(2)	事務局職員の体制	8
ア	議会事務局の行動基準	8
イ	議会事務局の参集基準	10
5	大規模災害発生時における議案審議継続のための業務継続計画	11
6	感染症拡大時の議会活動	18
(1)	議会活動方針	18
(2)	会議等での感染対策	19
(3)	議員が感染の疑いのある場合または感染した場合の対応	19
(4)	議員が感染した場合の情報公開	21
(5)	事務局職員が感染した場合・濃厚接触者となった場合	21
7	地域の災害情報の収集・伝達	22
8	情報の伝達手段	22
(1)	「ラインワークス」の活用	22
(2)	「ラインワークス」以外の情報伝達手段	23
(3)	あらゆる通信機能が麻痺した場合の参集	23
9	議会としての日常的な備え	23
10	議会BCPの見直し	23

資料1 鹿嶋市議会自然災害発生時行動マニュアル

資料2 鹿嶋市議会感染症発生時行動マニュアル

## 1 計画の目的

2011年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」では、鹿嶋市においても最大震度6弱を記録し、未曾有の被害をもたらすこととなった。また近年各地で大規模災害が頻発している状況において、議会として、また議員としての災害時における行動指針の必要性が感じられたところである。

更に、2020年には多数の尊い命を奪うこととなった、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行により、日本国内でも、更には茨城県においても「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」等が発令され、経済活動だけでなく議会活動にも大きく影響し、鹿嶋市議会としても感染症対策の重要性を強く認識するところとなった。

このような大規模災害や、「パンデミック」と呼ばれるような感染症・伝染病の大流行時においても、議事・議決機関、住民代表機関としての議会の役割が迅速かつ適切に機能維持されるよう、鹿嶋市議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を策定するものである。

## 2 想定する災害等

議会が果たすべき役割や行動については、執行機関の災害対応と緊密な関係性があり、相互に補完する関係にあることから、執行機関における「地域防災計画」等に基づく災害対策本部等が設置される基準を概ね準用する。

議会災害時対応の対象とする災害等（次ページ以降「災害」という。）は、次のとおりとする。

災害等種別		内 容
自然 災害	地震 津波	地震による激しい揺れ、津波等で局地的または広範囲な災害が発生した場合、またその恐れのあるもの
	風水害等	台風・暴風・豪雨・洪水土砂災害等で局地的または広範囲な災害が発生した場合、またその恐れのあるもの
	感染症	厚生労働省が定める指定感染症、新感染症、新型インフルエンザ等感染症で、措置を講じなければ市民の生命・健康に重篤な影響を与える恐れのあるものが発生したとき
	その他	大規模な火災、事故、原子力災害、テロ等で、大きな被害が発生した場合、またその恐れのあるもの

### 【参考】

鹿嶋市地域防災計画

鹿嶋市業務継続計画（BCP）

### 3 災害時の議会・議員の行動指針

#### (1) 議会の役割

議会は、地方公共団体の議事機関、意思決定機関として存在し、また住民代表の機関としての立場にあることから、執行機関の事務執行をチェックする等の重要な役割を担っている。特に大規模災害時には、発災時から復旧・復興時まで、住民の代表機関として、大きな責務と主体的役割を担う必要がある。

このような非常時においても、適正かつ公正な議会運営により、議会機能を保持する必要性が求められていることから、様々な事態を想定し、議会としての災害対応体制を整える必要がある。

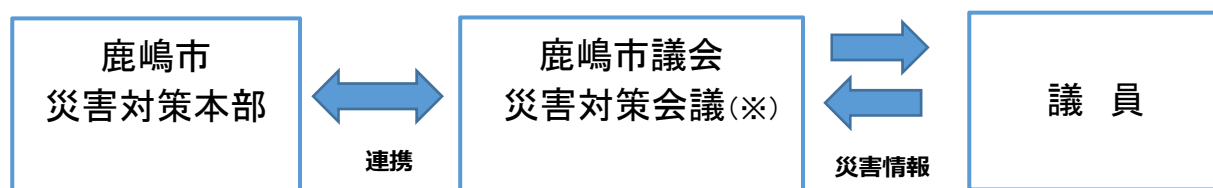
#### (2) 議員の役割

議員は、住民全体の代表者として議会を構成し、住民の個別意思を総合して、市としての意思を形成する任務を有している。合議体としての議会が、非常時においても機能されるよう、構成員としての役割を担うことが基本となる。

#### (3) 災害時の市との連携・協力関係

議会として継続性のある適正な審議、判断、決定を行うにあたっては、地域の災害情報を迅速かつ的確に把握することが前提となる。災害情報は、地域防災計画に基づき、市対策本部に集積されることから、当該本部等を通して情報を得ることが効率的で現実的である。

一方、より地域の実情に詳しい議員から、地域の詳細な災害情報が寄せられることで、執行機関側の災害情報を補完することになる。これらのことから、災害情報を的確に把握し、迅速に災害対応にあたるためには、執行機関と議会との綿密な情報共有が必要である。



(※) 鹿嶋市議会災害対策会議・・・次ページ「4 災害時の体制及び行動基準－(1) 議会及び議員の体制－ア 議会災害対策会議の設置」参照

## 4 災害時の体制及び行動基準

### (1) 議会及び議員の体制

#### ア 議会災害対策会議の設置

議長は、災害時において、災害初期から議会機能を的確に維持するため、執行機関において災害対策本部等が設置された後、速やかに鹿嶋市議会災害対策会議（以下「議会災害対策会議」という。）の設置の要否を決定するものとする。なお、議会災害対策会議の設置の要否について状況判断が必要な時は、正副議長及び正副議会運営委員会委員長が協議のうえ決定する。議会災害対策会議は、正副議長、正副議会運営委員会委員長及び会派の代表者で構成し、議会としての意思決定を行うにあたっての事前調整・協議の場として機能する。

議会災害対策会議の開催にあたっては、対面での開催は必要最小限とし、タブレット端末を活用したオンラインでの開催を基本とする（執行部職員の出席を求める場合は、執行機関と協議のうえ決定する）。

#### 議会災害対策会議の設置判断の目安

##### 【地震・津波の場合】

震度 5 弱	震度 5 強以上	震度 6 弱以上
茨城県に「津波」の警報		茨城県に「大津波」の警報
職員：準 1 号（2）配備	職員：1 号配備	職員：2 号・3 号配備
<b>a 市災害対策本部設置あり</b> 議長・事務局電話協議 （必要に応じて正副議長・正副議会運営委員会委員長参集） ↓ 議会災害対策会議の設置を判断 災害状況、市災害対策本部の対応状況、議会で情報の一本化が必要か等により、設置の要否を判断する。	<b>市災害対策本部設置</b> 議長参集 （必要に応じて正副議長・正副議会運営委員会委員長参集） ↓ 議会災害対策会議の設置を判断 災害状況、市災害対策本部の対応状況、議会で情報の一本化が必要か等により、設置の要否を判断する。	<b>市災害対策本部設置</b> 議長参集 ↓ 議会災害対策会議の設置を決定
<b>b 市災害対策本部設置なし</b> 議長参集なし		
議会災害対策会議が設置されなかった場合、執行機関からの情報は、議会事務局から議員へ随時発信する。		

## 【風水害の場合】

・大雨，洪水，暴風警報のいずれかが，市に発表されたとき	・大雨，洪水等大規模な災害発生の恐れがあるとき	・局地的災害，大規模な災害が発生した場合
職員：準1号（2）配備	職員：1号配備	職員：2号・3号配備
<p><b>a 市災害対策本部設置あり</b></p> <p>議長・事務局電話協議 （必要に応じて正副議長・正副議会運営委員会委員長参集）</p> <p>↓</p> <p>議会災害対策会議の設置を判断</p> <p>災害状況，市災害対策本部の対応状況，議会で情報の一本化が必要か等により，設置の可否を判断する。</p> <p><b>b 市災害対策本部設置なし</b></p> <p>議長参集なし</p> <p>議会災害対策会議が設置されなかった場合，執行機関からの情報は，議会事務局から議員へ随時発信する。</p>	<p>市災害対策本部設置</p> <p>議長参集 （必要に応じて正副議長・正副議会運営委員会委員長参集）</p> <p>↓</p> <p>議会災害対策会議の設置を判断</p> <p>災害状況，市災害対策本部の対応状況，議会で情報の一本化が必要か等により，設置の可否を判断する。</p>	<p>市災害対策本部設置</p> <p>議長参集</p> <p>↓</p> <p>議会災害対策会議の設置を決定</p>

## 【感染症の場合】

・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき，「緊急事態宣言」がなされた場合等
<p>市災害対策本部設置</p> <p>議長参集 （必要に応じて正副議長・正副議会運営委員会委員長参集）</p> <p>↓</p> <p>議会災害対策会議の設置を判断</p> <p>市内感染状況，市対策本部の対応状況，議会で情報の一本化が必要か等により，設置の可否を判断</p> <p>議会災害対策会議が設置されなかった場合，執行機関からの情報は，議会事務局から議員へ随時発信する。</p>

### 議会災害対策会議の組織

構成員	委員長（議長）	副委員長（副議長）	委員（正副議会運営委員会委員長・会派代表者）
主な任務	・ 議会災害対策会議を総理し、議会災害対策会議を代表する。	・ 委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。	・ 議会災害対策会議の所掌事務に関すること。 【所掌事務】 ①対策会議の運営に関すること ②議員の安否に関すること ③議員の参集に関すること ④災害情報の収集・共有等に関すること ⑤本会議、委員会の開催に関すること（議会運営委員会が開催できない場合） ⑥本会議、委員会の協議事項等に関すること（議会運営委員会が開催できない場合） ⑦前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項に関すること

### 議会災害対策会議における議長不在時の委員長代理者順位

1 位	2 位	3 位
副議長	議会運営委員会 委員長	議会運営委員会 副委員長



## イ 議員の基本的行動

議員は、災害時には、速やかに自身と家族の安全確認、安否確認を行い、自身と家族の安全が確保された段階で次の活動を行うものとする。

- ① 議長からの議員の参集指示があるまでは、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等地域における活動に積極的に従事する。
- ② 地域活動等を通して、執行機関が拾いきれない地域の被災情報等を収集する。
- ③ 議長からの議員の参集指示に速やかに対応できるよう、連絡態勢を常時確保しておく。
- ④ 議会災害対策会議の委員は、議長が災害対策会議を設置した場合は、上記に係わらず議会災害対策会議の任務に当たる。

## ウ 発生時期に応じた議員の行動基準

### ① 災害が会議（本会議・委員会）中に発生した場合

議長又は委員長は、直ちに本会議又は委員会を休憩又は散会し、事務局職員に対し、議員及び傍聴者の避難誘導その他安全確保のための指示をする。

議員は、速やかに自身の安全を確保し、そのうえで被災者がある場合には、その救出・支援を行う。次に、家族の安否確認を行うとともに、議長から今後の対応の指示があるまで議会において待機するものとする。

### ② 上記①以外に発生した場合

議員は、速やかに自身と家族の安全を確保し、そのうえで被災者がある場合には、その救出・支援を行う。議長が議会災害対策会議を設置した場合、議会災害対策会議の委員は、委員長（議長）の指示により参集し、議会災害対策会議の任務にあたる。その他の議員は、連絡を取れる態勢を確保し、自宅待機又は地域の一員として支援活動や災害情報の収集に当たるものとする。

## (2) 事務局職員の体制

### ア 議会事務局の行動基準

#### ① 「鹿嶋市業務継続計画（BCP）」に基づく業務

災害発生時において、事務局職員は通常業務に優先して、災害対策業務、優先継続業務に従事する。「鹿嶋市業務継続計画（BCP）」には、事務局職員が従事すべき業務として、次のとおり示されている。

#### 災害対策業務

- ・ 議員の安否確認・報告（業務開始目標時間：発災から3時間以内）
- ・ 災害情報・被災情報の提供（業務開始目標時間：発災から3時間以内）

#### 優先継続業務

- ・ 議会等との連絡に関する事務（業務開始目標時間：発災当日）

#### ② 「議会BCP」に基づく業務

災害発生時において、事務局職員が上記「鹿嶋市業務継続計画（BCP）」に基づく業務のほか、「議会BCP」として従事する業務は次のとおりとする。

#### 災害対策業務

- ・ 議員・傍聴者・来庁者等の避難誘導及び安全確保
- ・ 議会フロアの被災状況の確認
- ・ 議場の放送・録音機器等の稼働確認
- ・ 事務局内のOA機器・通信機器の稼働確認
- ・ 報道対応

#### 優先継続業務

- ・ 正副議長・正副議会運営委員会委員長との連絡調整
- ・ 議会災害対策会議の設置・運営準備
- ・ 議会の対応状況の経過記録
- ・ 執行機関との連絡体制の確保
- ・ 議場・会議室・事務局事務室の代替場所の確保
- ・ 議会運営委員会・本会議開催準備

上記2つの業務継続計画から、議会事務局の行動基準を次表のとおりとする。なお、表中の個々の行動について、実施の要否や実施順序等については、発生した災害の種類、規模、発生日時等の状況に合わせて判断をする。

## 議会事務局の行動基準

1	自身の安全確保
2	議員・傍聴者・その他来庁者の避難誘導・安全確保
3	被災者の救出・支援
4	議員・事務局職員・家族の安否確認
5	議会フロアの被災状況確認
6	電気・水道等ライフラインの確認
7	事務局事務室の被災状況確認・代替執務場所の確保
8	事務局のOA機器・通信機器の稼働確認
9	議場・委員会室（会議室）等の被災状況確認・代替会議場所の確保
10	議場・委員会室（会議室）等の放送、録音機器等の稼働確認
11	正副議長・正副議会運営委員会委員長へ災害状況の情報提供
12	議会災害対策会議の設置・運営準備
13	議会の対応状況の経過記録
14	議会運営委員会と本会議の開催可否判断
15	執行機関との連絡体制の確保
16	災害情報の収集・整理と議員への情報伝達
17	議会運営委員会・本会議の開催準備
18	報道対応

## イ 議会事務局の参集基準

事務局職員は、「地域防災計画」の職員動員配備基準に基づき参集する。

### 職員動員配備基準

(R3.1更新:地域防災計画)

体制区分	基 準		配備人員	災害対策本部等の設置	
	地震・津波	風水害			
準1号配備  参集なし	第1	市内で震度4を記録したとき、茨城県に「津波注意」の津波注意報が発表されたとき、又は「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」のうち、調査を開始したとする情報が発表されたとき。	大雨、洪水警報のいずれかが鹿嶋市に発表され危険な状態が予想されるとき。	あらかじめ定める防災関係職員	なし
	第2	市内で震度5弱を記録したとき、茨城県に「津波」の津波警報が発表されたとき、又は「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」のうち、大規模地震発生の可能性が高まったとする情報が発表されたとき。	大雨、洪水、暴風警報のいずれかが鹿嶋市に発表されたとき、又は、その他の状況により防災担当部長が必要と認めたとき。	あらかじめ定める防災関係職員	災害対策連絡協議会を招集する。
1号配備  局長 事務局課長		市内で震度5強以上を記録し局地災害が発生した場合、又は、茨城県に「津波」の津波警報が出た場合で本部長が必要と認めたとき。	準1号配備第2の体制を取っており、かつ大規模な災害が発生するおそれがあるとき、又は、その他の状況により本部長が必要と認めたとき。	災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する。
2号配備  局長 事務局課長 正職員1名		市内で震度6弱以上を記録したとき、又は、茨城県に「大津波」の津波警報が発表されたとき、「警戒宣言」が発令された場合。	局地的災害が発生した場合、又は、その他の状況により本部長が必要と認めたとき。	人員を大幅に増員し、災害応急対策が円滑に行える体制	
3号配備  局長 事務局課長 正職員全員		市内で震度6強以上を記録し、大規模な災害が発生した場合、又は、茨城県に「大津波」の津波警報が発表され大規模な災害が発生した場合。	市内全域にわたって大規模な災害が発生した場合、又は、その他の状況により本部長が必要と認めたとき。	大規模な災害に対して、応急対策が円滑に行える体制	

## 5 大規模災害発生時における議案審議継続のための業務継続計画

大規模災害発生時においても議会機能を維持し、予算等重要議案の審議が遅れて市政運営に支障が生じないようにするため、災害時の本会議招集、議案審議・採決に関する手順を、以下の発災時期に応じ、議会BCPに定めることとする。

- ①定例会招集告示前（開会予定日の概ね2週間前）
- ②定例会招集告示後～本会議開会前
- ③本会議開会～一般質問前
- ④一般質問中～委員会付託案件審査前
- ⑤委員会付託案件審査中
- ⑥閉会日開議～議決まで

### 【議長の代理】

#### 議長

事故があるとき（在職しているが職務を執り得ない）



#### 副議長

事故があるとき（在職しているが職務を執り得ない）



仮議長が議長の職務を行う（議長の職務権限全てに及ぶものでない）。

【自治法第106条第1項】

【自治法第106条第2項】

#### 議長

欠けたとき（死亡、辞職、失職等欠員になったとき）



#### 副議長

欠けたとき（死亡、辞職、失職等欠員になったとき）



臨時議長（年長議員）の主宰の下で直ちに議長・副議長の選挙を行う。

【自治法第106条第1項】

【自治法第107条】

### 【仮議長】

- ・議長、副議長が事故あるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。【自治法第106条第2項】
- ・議会は、仮議長の選任を議長に委任することができる【自治法第106条第3項】

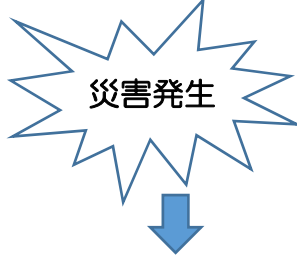


仮議長の選任を委任された議長は、何時でもその選任をすることができる。選任の仕方により、同一会期を通じてのみならず、議長の任期中の仮議長とすることもできる。特にその旨を伴わない選任にあってはその都度のものに限られると解すべきである。仮議長は、本来、議長及び副議長とともに事故があるときは、その職務を行うのであり、これらの事故が止んだときは、その職を失うものと解されるのであるから、選任も必要の都度行い得るようにすることが適当である（行政実例：昭和22年5月29日）

①定例会招集告示前（開会予定日の概ね2週間前まで）

**【議会事務局】執行部と状況確認**

- 災害の種類、被害の規模、人的・物的の被災程度、復旧の見込み、説明員の安否等(総務部→議会事務局)
- 議員の安否・応招の可否、定足数(10名)確保の可否等(議会事務局→総務部)
- \*自治法第113条
- 協議事項



**正副議長，正副議運委員長**

- 執行部からの報告
- 協議事項
- ・議運開催の可否

**【前提】**

- ・招集は、開会の日前、市にあっては7日までに告示しなければならない。ただし緊急を要する場合は、この限りでない。【自治法第101条第7項】
- ※鹿嶋市は、慣例的に2週間前に告示
- ・定例会は、毎年条例で定める回数招集しなければならない【自治法第102条第2項】
- ・鹿嶋市議会の定例会の回数は、年4回【鹿嶋市議会の定例会の回数を定める条例】

協議内容を、執行部へ報告  
(議会事務局→総務部)。

**議運委員長**

- 議会運営委員会を招集(執行部の出席を求める)

**議会運営委員会開催・不可**

- ・委員定数の半数以上の委員が出席できない場合
- \*委員会条例第16条

**議会運営委員会開催・可**

- 協議事項

○協議事項

- ・定例会開催の可否
- ・会期の検討(一般質問・委員会付託)
- ・上程予定議案の取扱い
- ・執行部の本会議への出席の可否
- ・議場が使用できない場合の代替場所の確認
- ・臨時会の開催、次期定例会の日程を検討

**議会災害対策会議で協議**

- 協議事項

議運の招集が不可能と判断

**長が招集告示**

- \*自治法第101条第7項

**本会議が開会できない場合**

**本会議開会へ**

定例会が招集されないので、定例会の回数として数えない

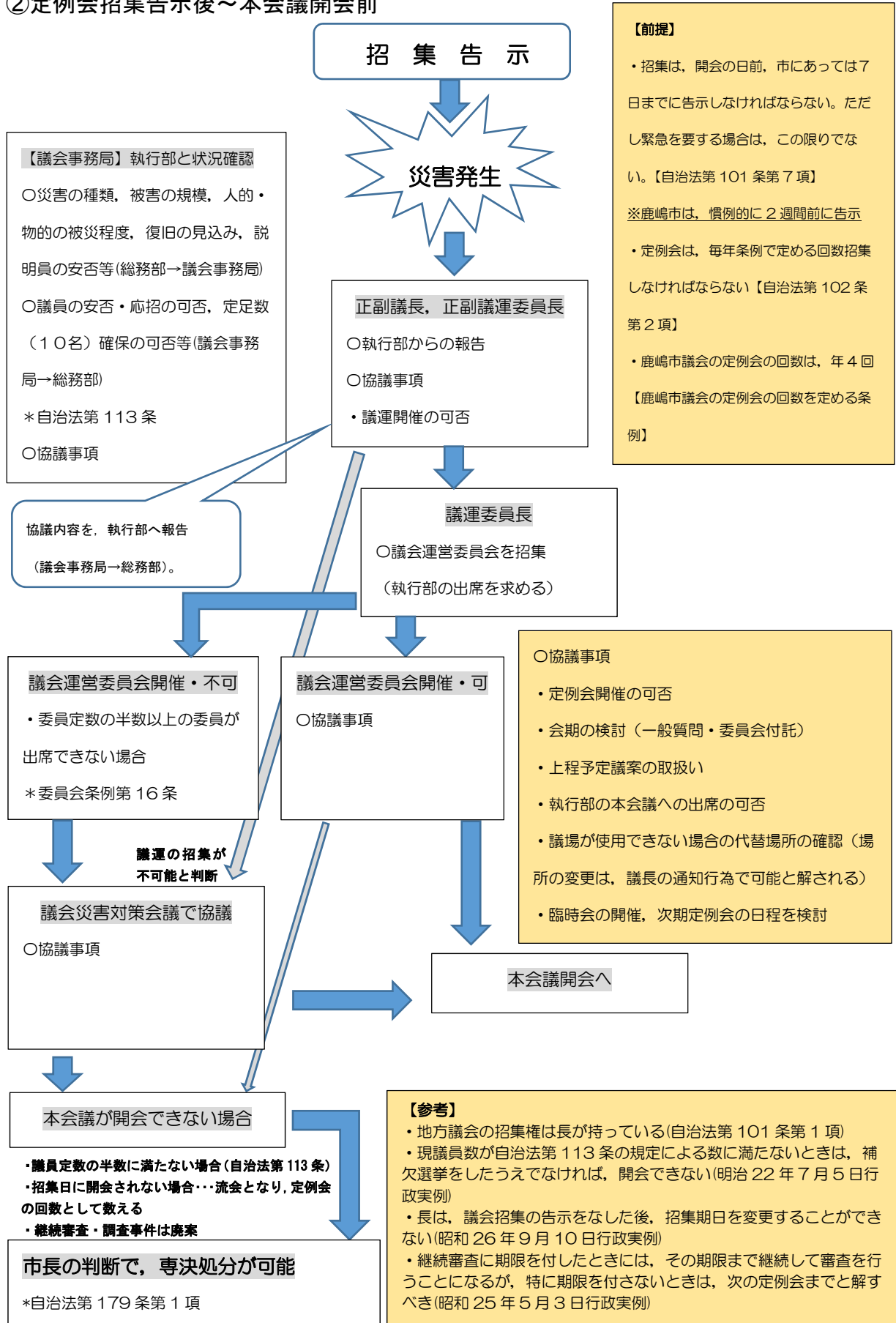
**市長の判断で、専決処分が可能**

- \*自治法第179条第1項

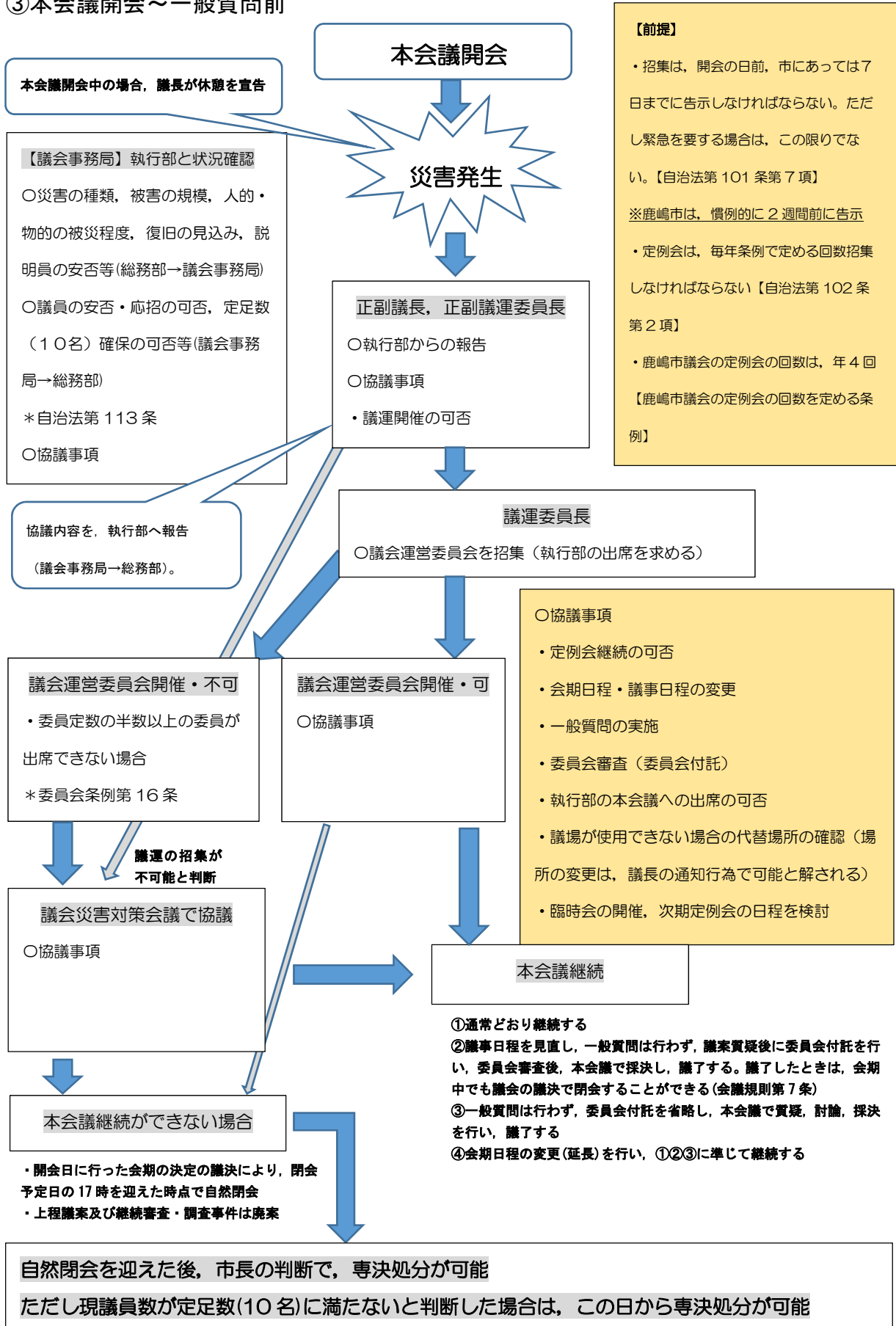
**【参考】**

- ・地方議会の招集権は長が持っている(自治法第101条第1項)
- ・現議員数が自治法第113条の規定による数に満たないときは、補欠選挙をしたうえでなければ、開会できない(明治22年7月5日行政実例)

## ②定例会招集告示後～本会議開会前

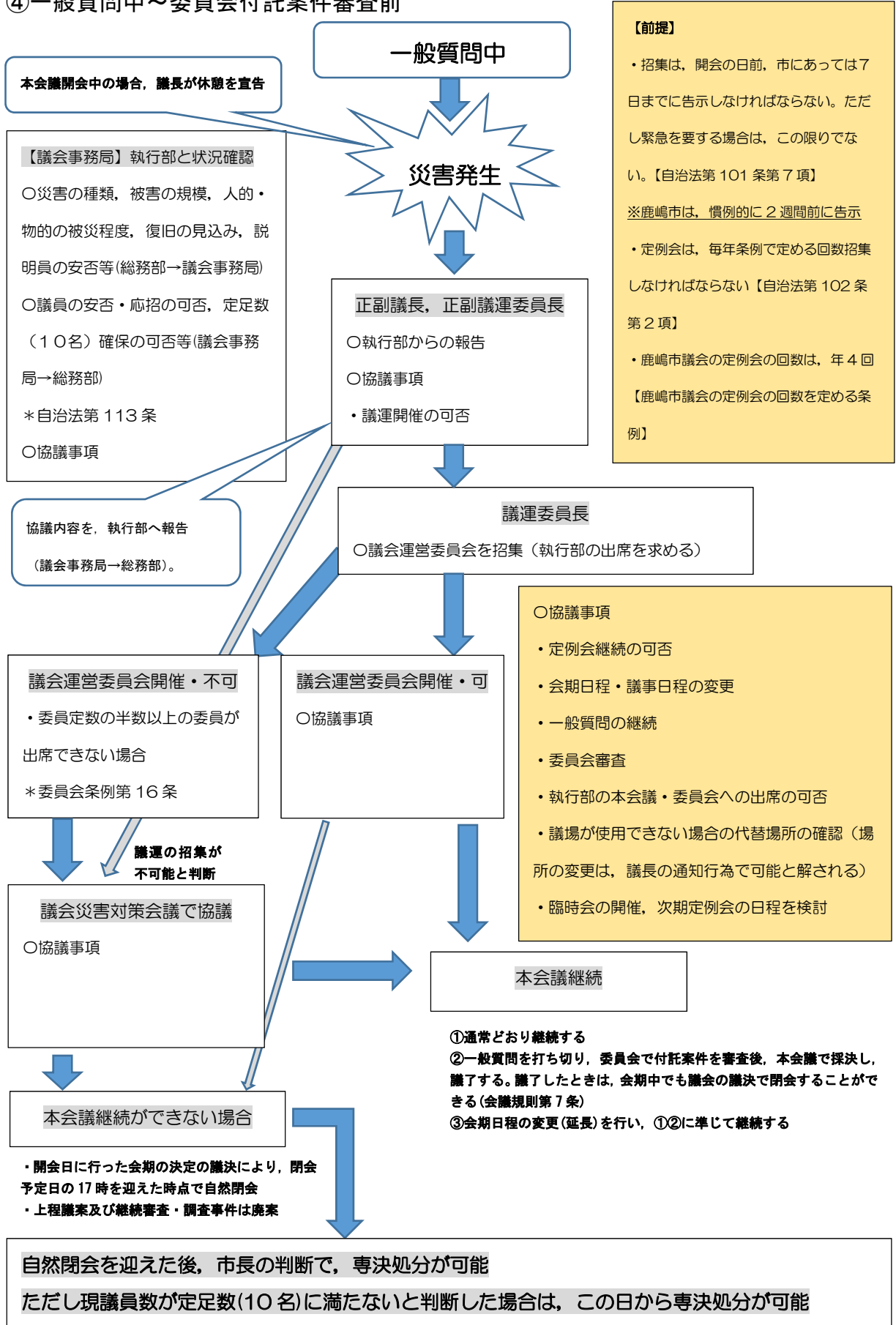


### ③本会議開会～一般質問前

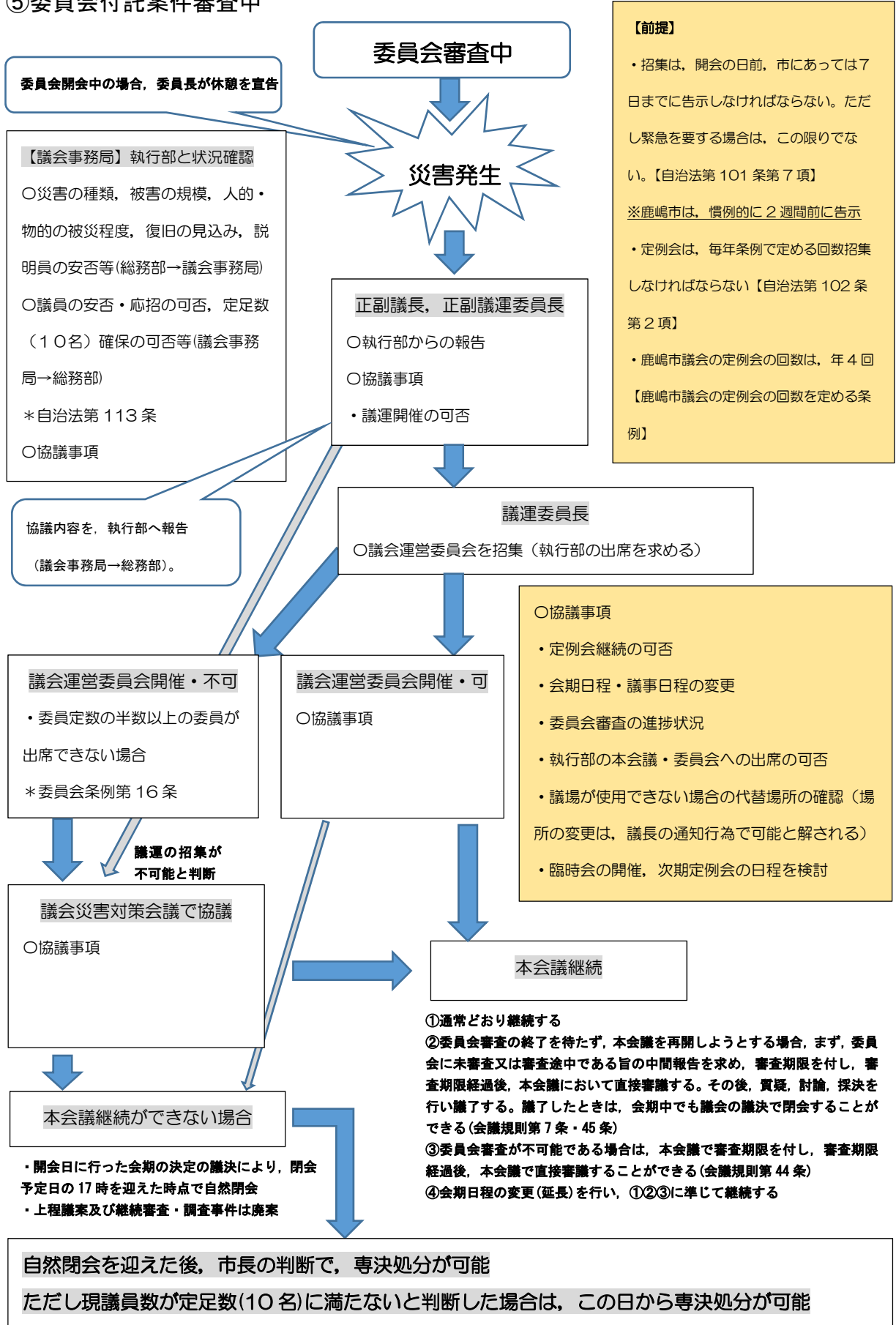




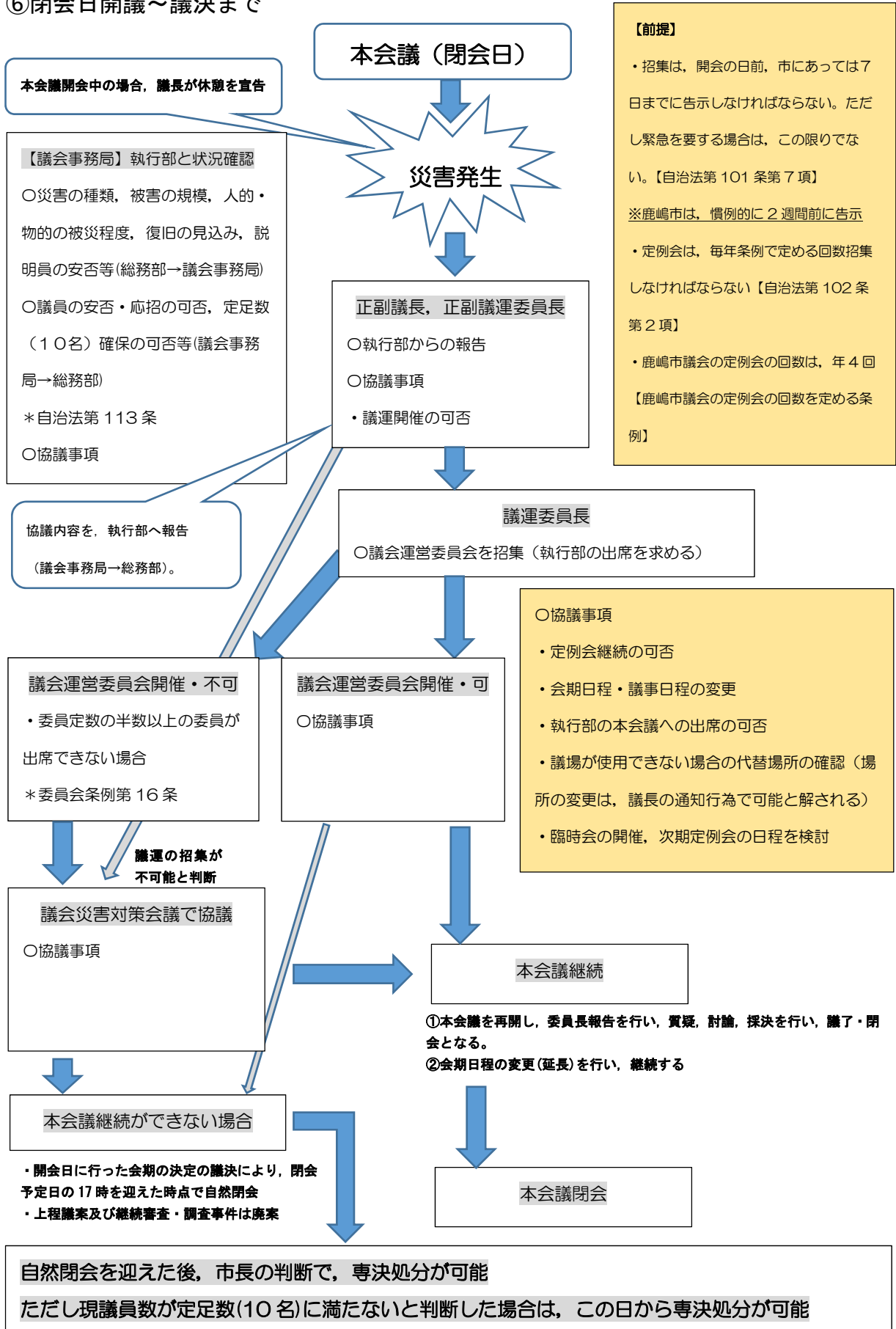
④一般質問中～委員会付託案件審査前



⑤委員会付託案件審査中



⑥閉会日開議～議決まで



## 6 感染症拡大時の議会活動

議会においては、議員・事務局職員とも自らの感染防止に努めるとともに、感染症まん延時においても、議会としての役割を果たすことが重要である。

議会活動に際しては、以下に示す「議会活動方針」に沿い、適切な感染予防策を講じたうえで行う。

なお、感染症対策においては、「3つの密（※）」が重ならないための対策が必要となることから、今後ICTを活用し、非常時においても議会の機能が維持されるよう、体制整備が求められる。議会においても引き続き調査研究を行うこととする。

※「3つの密」・・・①換気の悪い密閉空間 ②多数が集まる密集場所 ③間近で会話や発声をする密接場面 これらの3つの条件が揃う場所がクラスター（集団）発生のリスクが高いとされている。

### （1）議会活動方針

#### ① 感染対策を行いながら継続すべき議会活動

- ・本会議審議等に関する事
- ・議会運営委員会・常任委員会・特別委員会等の審査・協議に関する事
- ・議会災害対策会議・全員協議会・会派代表者会議等に関する事

#### ② 縮小や実施方法の変更等も視野に入れながら継続または先送りを検討すべき議会活動

- ・議会広報に関する事
- ・議会報告会に関する事
- ・議会の調査・研究に関する事
- ・議長及び議会の交際に関する事

#### ③ 国内感染状況等に応じ先送りすることが可能な議会活動

- ・議員研修に関する事
- ・行政視察に関する事

## (2) 会議等での感染対策

本会議での感染対策は、感染症の発生段階、市内感染状況、議員・事務局職員・市職員等の感染者数等の状況により、議会運営委員会において都度、対応を協議するものとする。

委員会等での感染対策は、本会議での感染対策に準じ実施する。

協議すべき項目は、概ね以下のとおりとする。

### 【本会議に関すること】

項目	協議事項
議員の出席	議場出席者数の調整（別室での分散）
執行部の出席	必要最小限・随時の入退場
日程の変更	会期の延長・会期の短縮
傍聴	傍聴自粛要請・傍聴席の間隔確保・検温・手指消毒・マスク着用
一般質問	実施の可否・人数や時間短縮等の申し合わせ・1日の終了時間の繰上げ
個々の感染対策	マスク・フェイスシールド・マウスシールド・検温・手指消毒
議場の環境	演壇等のアクリル板の設置・ドアの開放・消毒

## (3) 議員が感染の疑いのある場合または感染した場合の対応

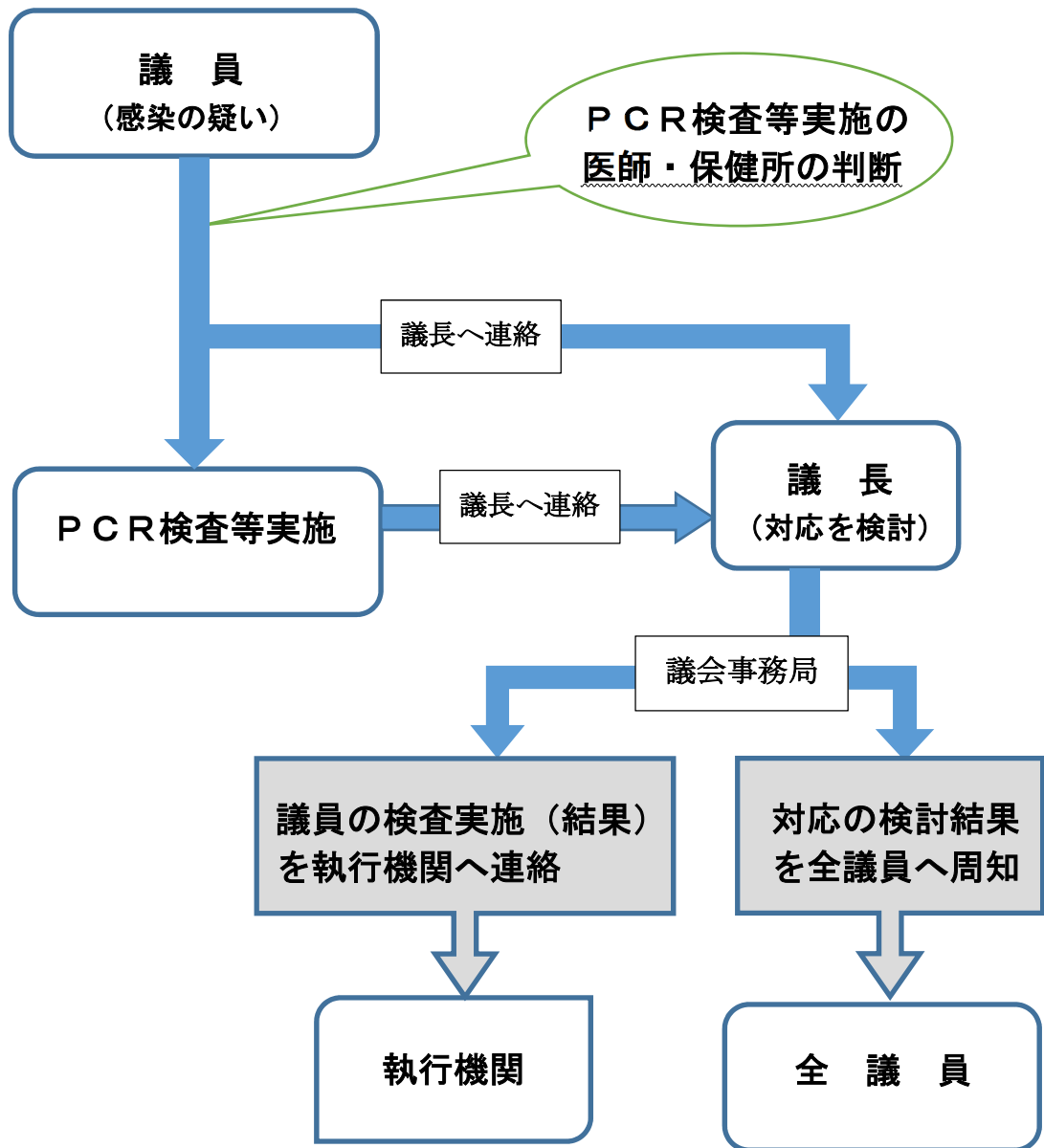
### ① 感染の疑いがある場合

感染症の症状がある場合、または本人及び家族に濃厚接触の恐れがある場合、保健所へ相談し、その後の対応等について判断を仰ぐとともに、速やかに議長へ報告を行う。

### ② 検体を採取しPCR検査等を受ける場合

医師、保健所の指示により、PCR検査等を受けることになった際は、直ちに議長へ連絡をする。議長は、事務局職員を通して執行機関へ連絡するとともに、対応を検討し、その結果を直ちに全議員へ周知する。なお、検査結果が判明した際も同様とする（次ページフロー図参照）。

【議員が医師・保健所の指示によりPCR検査等を受ける際のフロー図】



#### (4) 議員が感染した場合の情報公開

感染拡大の防止を図るため、公表にあたっては県に対し議員自らが市議会議員である旨を公表するよう要請するものとする。

県及び市で公表された内容は、市議会ホームページにおいても、公表をする。

なお、市民等への影響を考慮し、自ら氏名等の公表をする議員については、議長へ申し出をしたうえで、市議会ホームページにおいて公表をする。

#### (5) 事務局職員が感染した場合・濃厚接触者となった場合

職員用マニュアルに従い、対応を行う。

(新型コロナウイルス感染症に関しては、「鹿嶋市役所新型コロナウイルス感染症に係る予防・対応マニュアル」に従う。)

#### 新型コロナウイルス感染症における

#### 「濃厚接触者」の定義（国立感染症研究所発表） 2020年4月時点

「濃厚接触者」とは「患者（確定例）」の※感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者。

- ①「患者（確定例）」と同居あるいは長時間の接触（車内・航空機内等を含む）があった者
- ②適切な感染防護無しに「患者（確定例）」を診察、看護若しくは介護していた者
- ③「患者（確定例）」の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ④その他、手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺環境や状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

※感染可能期間…発熱及び咳・呼吸困難等の急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状（発熱，咳，呼吸困難，全身倦怠感，咽頭痛，鼻汁・鼻閉，頭痛，関節・筋肉痛，下痢，嘔気・嘔吐等）を呈した2日前から隔離開始までの間

## 7 地域の災害情報の収集・伝達

議員は、その地域性や立場から、市が把握する災害情報に加え、より地域の詳細な被災状況や市民の声を把握することが可能である。地域での救援、復旧活動に従事するとともに、正確な被災状況の収集や市民からの相談対応・助言等に努める。

収集した情報のうち、議会災害対策会議に伝達すべきと判断する情報は、速やかに議会災害対策会議に提供する。

議会災害対策会議が設置されている間は、救助・救命に係る情報等、特に緊急を要する場合を除き、議員個人から直接、市災害対策本部等への情報の伝達は行わない。

また、災害時の市民への情報提供については、市が広報紙・FMかしま・SNS等で市民に発信している公式な情報を積極的に発信するよう努める。なお、感染症に関しては、感染者の人権に対し配慮し、感染者本人、その家族、勤め先等への偏見や差別に繋がる行為、人権侵害、誹謗中傷等を行うことのないよう注意し、また市民に対し、その啓発に努める。

## 8 情報の伝達手段

### (1) 「ラインワークス」の活用

災害時、通信機能が使用できる場合は、「ラインワークス」を使い議会内での情報の收受を行うことを主とする。災害時は特に、緊急的な情報発信が想定されるため、各議員は常にラインワークスでの連絡態勢が維持されるよう努める。

#### **ア 自身・家族の安否情報の連絡** ⇒ **【災害時専用安否確認トークルーム】**を使用

- ① 事務局から安否確認メッセージを送信
- ② 各議員は、事務局からの「安否確認メッセージ」を受信した際は、速やかに自身の安否・家族の安否・家屋の被災状況等を送信
- ③ **【災害時専用安否確認トークルーム】**の情報は、議員・事務局職員で共有

#### **イ 市内被災情報の提供** ⇒ **【災害時専用被災情報トークルーム】**を使用

- ① 各議員は、議会災害対策会議に被災情報を提供する際は、**【災害時専用被災情報トークルーム】**にて送信する。
- ② 情報提供の際は、被災現場の写真、地図等を活用し、具体的に状況を把握しやすいよう配慮をする。
- ③ **【災害時専用被災情報トークルーム】**の情報は、議員・事務局職員で共有をし、議会災害対策会議において集約を行う。



## (2) 「ラインワークス」以外の情報伝達手段

災害時、「ラインワークス」が使用できなかった場合の情報伝達手段として、以下のとおり想定する。なお、大規模災害の発生により、あらゆる通信機能が麻痺した場合は、通信機能が回復しだい情報の收受を行う。

- ・電話（固定・携帯）
- ・メール
- ・FAX
- ・「災害用伝言板(ソフトバンク)」、「災害用音声お届けサービス(ソフトバンク)」

## (3) あらゆる通信機能が麻痺した場合の参集

議員と連絡がとれないほどの大規模な災害が発生した場合、全議員は、災害が発生した日から起算して3日目の午前10時に議員控室に参集することを原則とする。

## 9 議会としての日常的な備え

突然発生する災害に備え、平時より実践的な訓練を行い、災害時に議会や議員がとるべき対応をイメージしておくことが重要である。災害種類・災害規模・災害日時（会期中・閉会中・日中・夜間等）・災害場所（議場・議員控室等）等様々なケースを想定し、継続的な訓練を実施していく。

- ・議会BCPの確認
- ・シェイクアウト訓練（地震から身を守る安全行動を行う）
- ・議会フロアの消火栓・消火器・AED・救助袋の設置場所確認
- ・参集訓練
- ・救助袋避難訓練
- ・「ラインワークス」を使用しての安否情報送受信訓練
- ・「災害用伝言板(ソフトバンク)」、「災害用音声お届けサービス(ソフトバンク)」  
操作訓練
- ・議会災害対策会議設置・運営訓練
- ・タブレット端末・スマートフォン等を使用したオンライン会議実施訓練
- ・その他

## 10 議会BCPの見直し

議会の災害対応訓練等を議会BCPの検証・点検の場と位置付け、議会BCPをより実効性のあるものとするため、議会運営委員会を中心に見直しを行っていく。

資料 1

鹿嶋市議会自然災害発生時行動マニュアル

このマニュアルは、震度5弱の地震の発生や津波警報の発表、また大雨、洪水、暴風警報等で災害発生の恐れがある場合等、これらと同等以上の大規模な災害が発生又は発生の恐れのある場合を対象とする（職員：準1号（2）配備～3号配備）。

区分	処理事項
災害の発生	<p>① 職員配備体制：準1号（2）相当以上の災害が発生又は発生の恐れがある場合、議会事務局職員は鹿嶋市地域防災計画の「職員動員配備基準」に従い、直ちに登庁する。また、必要に応じて、議長に登庁を依頼する。</p> <p>② 議長は、市内において震度5強以上の地震やその他大規模な災害が発生又は発生の恐れがある場合、若しくは議会事務局職員からの連絡を受け、一定以上の緊急時と判断した場合は、直ちに登庁する。</p>
安否確認・連絡体制確立	<p>③ 職員配備体制：1号配備相当以上の災害が発生した場合、議会事務局職員は鹿嶋市業務継続計画（BCP）に基づき、議員の安否確認を行う。</p> <p><b>【基本】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会事務局⇒全議員に安否確認（ラインワークス・<u>安否確認用トークルーム</u>）</li> <li>・各議員⇒議会事務局に安否報告（ラインワークス・<u>安否確認用トークルーム</u>）</li> </ul> <p><b>【議会事務局からの安否確認が届かない場合】</b> 被災による通信障害や議会事務局の機能低下もあり得ることから、一定期間議会事務局からの安否確認が届かない場合、何らかの方法で速やかに自らの安否を議会事務局へ連絡する。また、事務局との連絡が取れるよう、常に所在を明らかにし、連絡手段を確保しておく。</p>
<b>市災害対策本部が設置</b>	
議会災害対策会議設置	<p>④ 議長は、議会災害対策会議設置の要否を判断し決定する。判断の結果は、議会事務局から全議員へ周知をする（ラインワークス）。</p> <p>⑤ 議長が議会災害対策会議を設置した場合、議会災害対策会議の委員は、委員長（議長）の指示により参集する。なお、議会災害対策会議の開催は、可能な限り、タブレット端末等を使用するオンライン会議とする。議会災害対策会議の委員以外は、議長からの参集指示があるまでは、地域の一員として地域における活動に積極的に従事し、地域の被災情報等の収集に努める。</p>
被災情報の収集・提供・情報共有	<p>⑥ 被災情報は、議会災害対策会議において一元化し、必要に応じ市災害対策本部へ伝達する。</p> <p>⑦ 市災害対策本部から議員への情報提供は、議会事務局からラインワークスにより、一斉送信することを基本とする。</p>
今後の対応協議	<p>⑧ 委員長（議長）は、今後の対応を協議するため、状況に応じ、議会災害対策会議を招集し、応急対策、復旧、復興等について検討を行う。</p>

資料 2

鹿嶋市議会感染症発生時行動マニュアル

このマニュアルは、海外で新型インフルエンザ等が発生し、厚生労働大臣から新型インフルエンザ等の発生の公表がされた場合を対象とする。

感染症発生段階	状況	議会
海外発生期 (国内未発生)	海外で新型インフルエンザ等が発生し、厚生労働大臣が「新型インフルエンザ等の発生」を公表⇒ <b>県</b> …対策本部を設置 <b>市</b> …速やかに、新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議(以下「庁内連絡会議」という。)を設置し、県と連携しながら今後の対応を検討	① 議員は各自、新聞・ニュース等の正確な情報により、新型インフルエンザ等の特徴や発生状況等に注視する。
国内発生期 (県内や近隣市町では未発生)	<b>市</b> …特措法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言(「以下緊急事態宣言」という。)がなされた場合、庁内連絡会議から速やかに市対策本部に移行。また緊急事態宣言がなされていない場合であっても、必要に応じ市対策本部を設置	② (国内発生期以降) 議員は各自、感染防止対策を講じ、市民の要望等の収集に努める。  ③ 会議等での感染対策は、発生段階ごとに、議会運営委員会において協議する。
<b>市対策本部が設置</b>		
県内(近隣)発生期 (市内未発生期)	<b>市</b> …市対策本部を中心に必要な対策を実施	④ 議長は、議会災害対策会議設置の可否を判断し決定する。判断の結果は、議会事務局から全議員へ周知をする(ラインワークス)。
市内発生期 (発生早期・感染期)	<b>市</b> …国において、基本的対処方針の変更が行われ、対処方針について公示があった場合には、県対策本部の対応を注視し、市対策本部会議において庁内関係部署と情報共有を行い、必要な対策を実施	⑤ 議長が議会災害対策会議を設置した場合、議会災害対策会議の委員は、委員長(議長)の指示により参集する。なお、議会災害対策会議の開催は、可能な限り、タブレット端末等を使用するオンライン会議とする。議会災害対策会議の委員以外は、議長からの参集指示があるまでは、各自感染対策を徹底し、地域の感染状況等の把握に努める。
小康期 (患者の発生が減少し低い水準で留まっている)	市内の新型インフルエンザ等の流行の終息⇒市対策本部は小康期に入ったことを公表  <b>市</b> …緊急事態解除宣言がされたときは、市対策本部を廃止。緊急事態宣言がなされていない場合に、必要に応じ市対策本部を設置していた場合も同様	⑥ 感染状況は、議会災害対策会議において一元化し、必要に応じ市対策本部へ伝達する。  ⑦ 市対策本部から議員への情報提供は、議会事務局からラインワークスにより、一斉送信することを基本とする。